

更別村公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務委託 業務仕様書

1 業務名

更別村公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務

2 目的

本事業は、本村の 2050 年ゼロカーボンを見据え、公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的・段階的に進めるための調査・分析を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 20 日（火）まで

4 委託金額

10,989,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

本業務は、「令和 6 年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用することとしているため業務内容については、同交付規則等に基づく内容とし、概要は次のとおりとするが、詳細はプロポーザルにより提案された企画提案書及び契約時の協議により決定する。

(1) 導入候補施設の選定

本業務の対象施設は、別添資料「【別添資料】導入支援事業対象施設リスト」のとおりとする。

(2) 導入候補施設の情報収集・現地調査の実施

導入候補施設の情報収集・現地調査を実施し、考慮すべき地域特性、環境特性等の発電設備導入に必要な情報の整理を行う。

(3) 導入案の検討

導入候補施設について、以下の内容を調査検討し、導入案を作成する。

- ①太陽光発電設備等の導入可能性の有無
- ②太陽光発電設備等の導入に当たり生じる課題の整理
- ③導入可能性の高い発電設備の負荷調査、種類及び容量の検討
- ④発電量、日射量、導入可能量、CO₂削減量等の試算
- ⑤導入設備の配置案の作成（余剰電力の状況によっては蓄電池の設置を検討）
- ⑥導入設備を活用した採算性を見合う事業案の提案
- ⑦設置、施工及びその他導入に係る費用、収支及びランニングコストの費用対効果等の概算額試算

(4) 詳細調査を実施する施設の選定

導入候補施設のうち、導入可能性のある施設を最大限選定する。

(5) 詳細調査実施施設における事業スキームの検討

詳細調査を実施する施設で選定した詳細調査実施施設について、以下の内容の調査検討を実施する。

- ①導入手法（PPA 事業、リース等）の検討

- ②導入による地域経済・社会にもたらす効果等の分析
- ③事業採算性の評価
- ④事業化に向けたロードマップの作成・概略図作成・概算工事費算出・事業スキームの検討

(6) 打ち合わせ

- ①業務全体にかかる打ち合わせは、業務着手から成果品納入まで随時実施するものとする。
- ②実施方法は原則更別村役場企画政策課内で対面とするが、状況に応じてオンラインでの打ち合わせも可とする。

6 個人情報の保護

本事業により取得した個人情報については、個人情報保護法等関係法令に基づき取り扱うこと。

7 再委託

受託者は、本業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ本村の承諾を得たときは、この限りではない。なお、本村の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本村に申請しなければならない。

8 機密保持

- (1) 受託者は業務の遂行による個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法関連法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (2) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

9 資料の貸与

本村は、本業務の遂行上必要な又は利用可能な資料で、本村が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者は貸与されたリストを作成して本村へ提出し、業務終了後、速やかに返却するものとする。

10 成果品

- (1) 調査報告書：1部
- (2) 調査報告書概要版：1部
- (3) 調査報告書等の電子データ（CD-R等）：1枚
- (4) 調査関連データ一式（CD-R等）：1枚
- (5) その他村が必要と認め指定するもの

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本村と十分な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従って業務を遂行すること。
- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成のため、より効率的、効果的な意見があれば提案すること。

- (3) 本業務において使用する道標やデータ、画像等の著作権・仕様検討の権利は、受託者において使用許諾契約等の手続きを行うこと。なお、手続きの不備等により、著作権等の権利を侵害した場合等は、その一切の責任を受託者が負うこととする。
- (4) 村に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者又はその著作者はその内容の全部又はまたは一部を本村が無償で使用（複写、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
- (5) 本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定められた権利を含む。）は、業務受渡した時点で、本村に帰属するものとする。また、成果品は本村が公表する制作物等に自由に使用できるものとし、受託者並びに著作者は、村及び村が指定する第三者に対して、著作権人格権を行使しないものとする。
- (6) 本仕様書及び実施要領等に定めのない事項については、本村と協議の上、決定する。

本仕様書は、本村が本業務の実施に当たって必要と思われる内容を基準として示したものであり、必ずしも本仕様書に記載された内容に限られるものではありません。

本事業は、「令和 6 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して実施するものでありますが、より効果的、効率的、経済的な手法や貴事業者の判断で必要と思われる事項があれば、同補助金交付規程等の要件を逸脱しない範囲で、積極的な提案をお願いいたします。